

第五号の四様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(2) (略)

(3) 届出の対象とした募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額

a・b (略)

(4)~(20) (略)

(21) 特定信託財産の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表に添付すること。

b・c (略)

(22)~(35) (略)

第五号の四様式

有価証券届出書

(略)

(記載上の注意)

(1)~(2) (略)

(3) 募集(売出)内国資産信託流動化受益証券の金額

a・b (略)

(4)~(20) (略)

(21) 特定信託財産の経理状況

a 財務諸表又は中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。以下この様式において同じ。)について、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨を記載し、当該監査証明に係る監査報告書(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書又は中間監査報告書をいう。)は該当する財務諸表又は中間財務諸表の直前に添付すること。

b・c (略)

(22)~(35) (略)